

万防機構・会員紹介

万防会員・林大悟弁護士からの「万引（窃盗）犯罪防止への想い」

林弁護士は今回の小委員会として参加いただいておりますが、仕事柄万引に関する案件も多いということで、次のような報告をいただきました。林弁護士の了解を得て、皆様に配信します。

なお、この報告を無断で転用しないでください。

NPO法人 全国万引犯罪防止機構

平成26年8月6日

万防機構・事務局 御中

いつも大変お世話になっております。

急を要する案件対応に追われて予定より2日ほど遅れてしまいました。申し訳ございません。以下に、ご質問の回答をさせて頂きました。

出張等が続き細切れの時間を用いて書いたため、形式も表現も非常に読みにくく、乱筆乱文となっております。ご容赦ください。

1. 万防機構の会員になった理由・きっかけ

私は、平成20年5月、摂食障害と窃盗癖の合併と診断された被告人の窃盗・傷害事件の弁護を担当した。

この事件がきっかけで病的窃盗を治療する専門医と出会い、病的窃盗の事件を紹介されるようになった。

以後、延べ100件ほど窃盗癖患者の刑事弁護を担当している。

万引き事件の弁護を専門的に取り扱うようになってから気付いたことが、窃盗の再犯率の高さだった。

それまでも窃盗の再犯率の高さは漠然と知っていた。しかし、自分が弁護した被疑者や被告人が再犯を繰り返したり、刑事施設出所後わずか数か月内に安価な商品を万引きして逮捕される者を目の当たりにして事柄の深刻さを実感した。

刑事施設出所後の再犯率は統計調査以上ではないかとすら感じている。

どうすれば、万引き被害を無くせるのか、真剣に万引き問題に向き合い始めた頃、インターネットで万防機構の存在を知った。

この問題に向き合い自分なりの答えを出すためには、万引き被害の実態を把握する必要がある。

そのためには、この機構の会員になって現実を知ることが有益だと考え会員になった次第である。

2. 常習万引者や高齢者万引対策について

(1) 家族の負担・家族ができること（事例）

(負担)

常習万引者の家族は精神的にとっても追い込まれている。
自分の娘や妻が万引きを繰り返すことに親や夫の常として悩み苦しんでいる。
常習万引者の家族はうつ病になることもある。

(家族ができること)

共依存からの脱却のために自らが病気であるという自覚をもって常習万引き者との付き合い方を学ぶことが有効である。
これは病識をもって専門病院に繋がることから始まる。
多くの親や夫は入院治療費などの費用を負担する。
高齢者の万引きの場合、家族は要支援・要介護申請をしてグループホームに入所させる等の対策を講じることが出来る。
これにより外出も付き添いがついて、24時間監督体制が取れる。
被害店舗に本人の写真を持参し、この人が来たら連絡をしてほしいと交渉する家族もいた。
家族の理解と協力は社会内での再犯防止にとって必要不可欠である。

(2) 行政にお願いしたいこと

現在、東京地検では、内部に福祉の専門家を入れて、担当検事が終局処分を決める際に必要と判断した場合、専門家の意見を聴く制度がある。これにより、一見起訴相当の病的常習万引き者が不起訴になるケースもある。
この制度は現在、私の知る限り、東京のみであり、同じような状況の者が別の地域では高率で起訴されているのが現状である。
上記の東京地検の取り組みは全国的に実施されるべきと考える。法務省にはぜひ検討していただきたい。
また、刑事施設内の処遇も改革する必要がある。刑事施設に收容せざるを得ないケースもあるが、この場合でも、単に刑務作業や規範意識の涵養などのプログラムでは病的窃盗者の再犯防止には繋がらない。
行政は、独居老人が社会から孤立しないような仕組みを整えて頂きたい。

(3) 地域社会にお願いしたいこと

孤独な老人による万引き事案が増えている。地域社会の取り組みとして独居老人の寂しさや不安を除去する見守りや交流ができれば理想である。

(4) 店舗にお願いしたいこと

示談交渉をすると、被害店から「警察にお任せしているので被害弁償は一切しておりません」とお断りされるケースが少なくない。
しかし、万引きは窃盗罪であり、これは刑事事件である。
他方、被害弁償や示談は民事事件であり別の問題である。他人に損害を与えたら損

害を弁償する（民事）責任がある。

これは法律以前の社会常識に属する事柄である。上記の被害店の台詞のうち、「警察にお任せしている」というのは刑事手続きに関する問題であり、弁護人の被害弁償の申し入れに対し、これに応じるか否かは警察は介入できない事柄であり（民事不介入）、被害店の自主的判断に委ねられている事柄である。被害店舗におかれては、被疑者・被告人に対し責任を取らせるという意味においても、店の被害を回復するという点においても、示談や被害弁償の申し入れがあった場合、これには応じていただきたい。

あるいは、示談をすることは、通報により駆けつけてくれた警察に申し訳がないという配慮が働くのかもしれないが、警察は（少なくとも表向きは）民事不介入の原則により意見を言う立場にはないし、窃盗罪は非親告罪であるから、被害弁償や示談、被害届の取り下げがなされたからといって、直ちにそれまでの捜査が無駄になるわけではなく、理論上は起訴することが可能であり、かつ、運用上も示談や被害届の取り下げ、嘆願書まで作成交付されている事案でも起訴されることは少なくない。

チェーン店では経理上難しい問題があるかもしれないが、私は、お詫びの気持ちを表わすものとして被害金額に加えて例えば一律 1 万円程度の迷惑料を受け取る示談を締結することも病的窃盗の患者に対する治療の一環として有益ではないかと考えている。

実際、入院患者や通院患者に対し、治療の一環としてこのような取り組みを奨励している病院もある。少年の非行に関しても損害を与えたら損害を賠償しなければならないという教育にもつながる。

せっかく検挙できたのに、被害を回復する措置を自ら拒否するのは不合理である。1 年単位で考えれば、本部の方針により被害弁償に応じないという制度を廃止すれば、相当まとまった金額が貯まるはずである。店長や店員が調書等の作成のために都度 5、6 時間も取調べに費やす 2 次被害にも着目すると、加害者側から申し入れがあれば、迷惑料も受け取るべきであり、これを検挙できた全件で実施すれば、年間でかなりの金額になるはずである。

加害者のためではなく自らのために被害弁償や示談に応じて欲しいと考えている。被害弁償や示談に応じるのは直接的には自らのためであり、これを実施しても刑事手続きは進行し、ただ間接的に情状面で加害者に有利になるだけである。

万引き被害のツケは最終的には消費者たる我々国民に価格の上乗せという形で押し付けられるものである。被害店におかれては、万引き犯検挙の際には、消費者たる国民を代表する立場で被害回収や迷惑料の請求を積極的に検討していただきたい。

（５） システム面（顔認証）などの有効活用

示談の際、その一内容として、入店禁止を明文化することがあるが、一歩進めて顔認証の登録について、当該加害者から示談の一内容として同意を取り付けるという方法が考えられないか。

病的に万引きを繰り返す者は、同じ店舗や同じような商品、同じ手口でパターン化した盗みを繰り返すという特徴がある。

よって、これが実現すれば、その店舗で繰り返し万引きをする常習万引き者の相当数を顔認証システムに情報を登録することができ、このシステムが有効に機能することが期待できる。また、病的窃盗常習者は万引きしにくい環境では万引きをする気持ちにならない傾向もあり、予防効果も一定程度期待できる。

以上は当職のまったくの思い付きであり、法的に詰めた議論を経たものではないがご意見を賜りたい。

(6) 報道機関にお願いしたいこと

この間、多くの報道機関から取材やコメントを求められてきた。NHKの生放送でスタジオにゲスト出演をした際は、増え続ける大人の万引き問題についてコメントをした。近時も多く新聞記事でコメントを出させていただいている。一例として最近掲載された北海道新聞の記事を添付する。基本的には、病的窃盗者等に関しては、「刑罰」だけでは限界があり、「治療」が必要な場合があるとの方向で報道されることが多く、この問題を多くの国民に知ってもらいたいという当職の希望に沿う形で報道されている。

ただ、記者個人の一時的な問題意識で記事にして終わりということにせず、深刻な社会問題となっている万引き問題については、継続的かつ公平な取材と報道をお願いしたい。

(7) 個人情報保護法の見直しについて

この質問一つで大きな問題であり、次回の委員会までの宿題とさせていただきたい。

4. 苦勞していること、仕事のやりがい

(苦勞していること)

正直、せつかく弁護が功を奏し治療環境が整ってもスリップ(治療途上の再犯行為)をしてしまう者が少なくない。今後の課題は、刑事手続き終了後、繋げた医療機関と連携していかに患者のスリップ行為

を防止できるか、弁護人でも携われる再犯防止のシステムを確立することである。

(仕事のやりがい)

やはり自分の主張の合理性や主張の背景に正義があることを裁判官や検察官に認められたときは嬉しいし、それまでの苦勞が報われる瞬間である。

裁判の後、検察官から、「個人的には(林の) 弁護方針に賛成です」

と声をかけられたり、検察官から「検察官としての仕事の在り方を考えさせられました」と賛同する言葉をかけられたりしたときは自信につながる。治療に希望を見出している本人や家族が泣いて喜んでくれたとき、被害店の方が賛同してくれた時はこの仕事をしていて本当に良かったとやりがいをを感じる瞬間である。

5. その他・自由意見

万引きの原因を区別して論じるべきである。万引きには主に

- ① 少年の非行としての万引き、
- ② 経済的困窮が原因の万引き、
- ③ 職業的万引き
- ④ 病気が原因の万引きに大別される。

それぞれの原因によって個別に対策を考えていかなければ実効的な防犯対策は講じられない。

まず、①少年による非行としての万引きの場合、規範意識が生成途上にある少年に対する教育が必要である。

また、②経済的困窮が原因で万引きをする者に対する再犯防止策は規範意識や遵法精神の涵養や教育よりも職業訓練を施したり生活保護等の福祉に繋げることが重要である。

③集団窃盗を含む職業的な万引き事犯に対しては、厳しい態度で臨むことで刑罰の一般予防効果が期待できるかもしれない。

但し、集団窃盗等の実行犯の中には、①や②の原因の側面を有する者もいるかもしれない。

よって、犯人毎に個別の慎重な再犯防止対策が必要である。

④クレプトマニア（病的窃盗）や脳機能障害、前頭側頭型認知症、統合失調症等の精神疾患や疾病が原因で、常習的に万引きを繰り返す者に対しては、懲役刑を科しても再犯防止策としては意味がなく、（自費での）治療を優先するべきである。

私は、④の類型を専門的に扱っているため、以下、④の類型について若干の意見を述べる。

我が国の刑事施設には病的窃盗の治療プログラムはなく、病的窃盗患者を刑事施設に収容しても、根本的な解決にならない。「収容」よりも「治療」を。これが私の信念である。

病的窃盗者について、刑事施設出所後の高い再犯率という現実を前提とすると、「収容」よりも「治療」による回復を図る方が合理的である。

まず、「治療」により盗癖が改善されれば、被害店の被害が減り、被害店ひいては消費者にとって利益となる。

また、刑事施設収容者一人に対して年間 100 万円以上のコストがかかっているがこれは我々国民が納める税金で賄われている。ある意味では、常習的窃盗者を我々国民が収容期間中養っているのである。

病気になれば、無料で病院に連れて行ってもらい、薬代も無料である。快適とは言えないまでも最低限の冷暖房は完備され、食費も無料である。

入るまでは恐怖や絶望を感じていても、入ってしまえば衣食住が保障された生活である。極めて低額ではあるが、刑務作業による収入も受け取れる。これらはすべて税金である。

このような「収容」の結果、根本的な再犯防止対策がなされず、出所後わずかの期間で再犯に至るケースが少なくない。

これは税金の無駄である。

他方、治療意欲と能力がある被疑者・被告人に対し、「収容」に代わり「自費」での「入通院治療」をさせることで再犯を防止できれば、国や国民の利益となる。治療により回復できれば、長い間悩んでいた加害者本人や家族も平穏な生活を取り戻し幸せに生きられる。

病的窃盗者の処遇として、治療意欲があり、かつ、自費での入通院をする資力がある者に限っては、法律上可能な限り、「収容」よりも「治療」を優先することが誰にとっても利益となるのである。

私は、病的窃盗者を早期に刑事手続きから解放することで自費での入通院治療の環境を整え、病的窃盗者の再犯を防止することを目的として弁護活動をしている。

私は社会から万引き被害を無くしたいのである。お店の万引き被害を無くしたい、病気が原因で万引きを繰り返しその原因も分からずに真っ暗闇の中で悩み苦しんでいた本人や家族に治療環境を提供し希望の光を与えたい。そのために弁護士としてできることを実践している。

今後は、上記の視点から、万防機構として、万引き類型毎の基本方針の策定が重要と思われる。

私の個人的な意見は、万引き犯を検挙することに重点を置くのではなく、万引き被害を無くすことに重点を置くべきと考えている。前者と後者は同義のように思われる方も多いかもしれないが実際は大きな違いがある。

前者はあくまで手段の一つに過ぎず、目的は後者の万引き被害を無くすことである。検挙率を上げること、その後に厳罰を科すことで本当に再犯率を下げるができるのか、これまでの取り組みの結果、統計上あるいは実感として万引き被害は減少したかを真摯に検証しなければならない。

憎しみや復讐心は人間の自然的な感情であり、我々にとって素朴に受け入れやすいものである。それ自体は正しい。

しかし、原始的な応報刑的な考え方は理性により克服すべきものである。

我々は合目的・戦略的に方針を定め、万引きの予防・万引き被害の減少にこそ努めなければならない。

そのために、今後、研究のテーマとして、我が国の刑事政策の在り方、とりわけ刑事施設での万引き再犯防止プログラムの有無・内容・効果を検証することが重要である。検挙後の処遇の現状を把握せずに万引き犯検挙の手段を議論してもほとんど意味がない。

私の知る限り、薬物や性犯罪については、一定の再犯防止プログラムがあるが、病的窃盗に関しては体系的に確立された再犯防止プログラムは存在しない。病的な万引き常習者に対しては、アメリカのドラッグコート類似の制度を導入することも検討されてよい。

即ち、資力があるにもかかわらず病的に不合理な万引きを繰り返している者に対しては、刑務所に入るか自費での入院治療を受けるかを本人に選択させ、自費での入院治療を選択した者に対しては、半年から1年ほどの入院治療経過を主治医に報告させ、裁判官がその治療経過や結果を踏まえて残りの刑期を免除するような制度の

創設が考えられる。

また、万防機構の取り組みとして、各店舗が生じてしまった万引き被害の回復に対して貪欲になるように啓蒙活動を行っていくことも必要である。

とりわけチェーン展開している企業における示談に関する本部方針の検証は不可欠である。被害弁償や示談を一律に拒否する企業も少なくないが、これは不合理である。

検挙した以上、被害弁償はもとより、迷惑料の徴収も検討されてよい。そのための経理上の問題を検討したり、加害者側との和解契約（示談）交渉の適法性・有効性について弁護士を利用して積極的に検討し会員にノウハウを提供してはどうか。

さらに、予防にも力をいれるべきである。顔認証システムは犯人逮捕のみならず予防にも極めて有効な武器になる。

示談の積極的な活用も提案したい。何となく加害者を利する様で示談には消極的という店舗も少なくないと思われる。しかし、示談は、次回以降の万引き予防のために使える手段である。

すなわち、示談書において、入店禁止条項を設けることで加害者に対する心理的抑制効果が期待できる。また、これを超えて顔認証システムあるいは写真付きの要警戒者リスト登録の同意条項を設ければ当該店舗における再犯に対する強力な心理的抑制効果が期待できる。

万防機構の総会において、店員が目を見て挨拶をしたり、声掛けを実施することで万引き被害が減ったという報告を聴いたが、このような工夫や取り組みを会員相互で情報共有していくことも万防機構の重要な役割である。

以上

.....